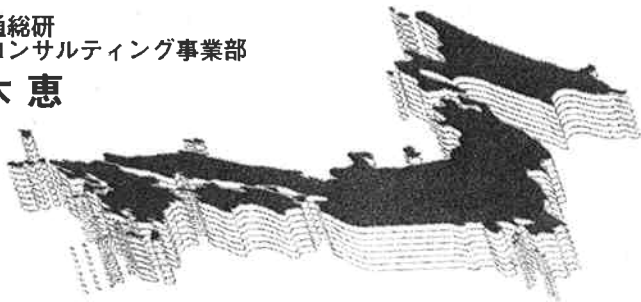


「日本の国益委員会」 レポート

富士通総研
公共コンサルティング事業部
柏木 恵



インセンティブ 政策と 民間活力

政府は「官から民へ」というスローガンの下、規制改革・民間開放を推進している。2005年3月に閣議決定された規制改革・民間開放要望推進三カ年計画に「地方税徴収の民間開放推進」が盛り込まれ、民間委託は難しいといわれてきた徴税についても、民間開放が始まろうとしている。ここでは筆者が4年前から行っている徴税の民間委託への取り組み経験を踏まえつつ、規制改革・民間開放に伴う民間プレーヤーとしての新ビジネス作りのコツを紹介したい。

筆者が01年に富士通総研に入社した際、当時の上司から「税で何かビジネスを作ってほしい」との

指示があり、それを作り出すためのプロジェクトをスタートさせた。税のビジネスで思い付くのは、税制調査会やシンクタンクが行っているような政策提言か、税理士が行う書類作成業務くらいであった。当時世の中を見渡すと、ちょうど政府は「Japan 戦略」の取り組みを進めていたところで、電子申告や電子納付といったものは既に別の業者が着手しており、今から追いつても勝てそうにはなかった。

ではどういったビジネスが可能か。米国には既に徴税の民間委託の長い歴史があると聞いていた。日本では多くの自治体の財政が逼迫している中、地方税の滞納税額は年々増加傾向が続き、地方税の徴収率は都道府県で約95%、市町村税で約92%というパフォーマンスの悪さに着目した。滞納累積額は02年度において2兆3449億円に上り、国税の2兆2519億円とほぼ同額という状況にある。

さらに三位一体改革により自治体は独自財源の確保が必須となることも想定されており、税収確保

は大きな課題となると容易に予想できた。税務業務は課税、収納、滞納整理という三つのフェーズに分類できる。確実に税収を確保するには、税率を上げたり、新税を作ったりという課税の強化よりも、収納・滞納整理の強化の方が住民の理解を得やすいと考えた。そして他の業者がまだ着手していない部分はどこか探したところ、滞納整理の部分が未着手だったので、滞納整理に焦点を当て、研究を行うこととした。

米国の徴税民間委託に モデルヒント

国税徴収法と地方税法には、それぞれ「差し押さえ先着手」の原則があるため、徴税は早い者勝ちの世界である。自治体には徴税吏員という制度があるものの、3〜5年ごとに異動になるため、国税徴収における国税専門官のような専門家が育ちにくいという人材不足の問題がある。また、団塊世代の大量離職に伴い、人員不足の発生とともに職人技といわれてきた